

橋本市民病院

冷温蔵配膳車の購入に係る

一般競争入札仕様書

令和6年7月

- 1 品名及び数量 冷温蔵配膳車 一式
- 2 納品期日 令和6年12月31日まで
- 3 構成 別紙参照
- 4 一般的条項
 - 1 受注者は、機器の納入期日を厳守するとともに、納品にあたっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、担当者に速やかに連絡すること。
 - 2 機器を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
 - 3 受注者は機器の引渡しの際、下記の書類を提出すること。
 - ア 機器の構造、機能及び取扱いに関する説明書（日本語であること）。
 - イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表。
 - 4 新品・未開封の物品を納品すること。
 - 5 後継機種が発売された際は、納入物品等について当院担当者と協議し、その指示に従うこと。
 - 7 担当者の指示に従い、納品・組立・据付・調整を行うこと。
 - 8 機器の設置及び既存機器の引き取りを行うこと。
- 5 納品場所 橋本市民病院 地内
- 6 機器の性能、機能に関する要件 別紙参照
- 7 設置条件
 - 1 機器設置に係る対応をはじめ、搬入・据付・配線など工事費・調整費の全ての費用は受注者が負担すること。
 - 2 機器設置に係る対応をはじめ、搬入・据付・配線等については当院の職員と協議の上、その指示に従うこと。
 - 3 工事は、納期、工事期間の日程を当院の職員と事前に打ち合わせし、その日程に従い完了すること。
 - 4 受注者は納品前に現地下見を病院担当者立会のもと行い、問題が生じる可能性がある場合には、その旨を病院担当者に報告し、設備対応すること。
 - 5 機器の現場内設置から使用開始までの養生管理、またはそれに伴う保険等は納入業者の負担で行うこと。
 - 6 搬入・据付時に建物及び物品に損傷が起きた場合、受注者が責任を持って現状復帰す

ること。

- 7 試運転・調整・確認・機器清掃終了後に引き合わしされること。
- 8 機器設備においては日常業務に支障のないように行うこと。
- 9 搬入及び据付工事の実施日時は、原則として病院の勤務時間帯とすること。

8 保守体制に関する要件

- 1 機器取扱いに関しては、相当する職員等が技術を習得するまで十分教育訓練を行うこと。
- 2 納入後一定期間は、機器稼働時に技術者を派遣立会させ、機器の稼働性能を確認するとともに病院職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、病院担当者と協議すること。

9 故障時の対応

- 1 365日連絡ができる体制であること。
- 2 納入後の故障等に対しては、迅速な修繕が可能な体制を有していること。

10 保証期間

- 1 無償保証期間は、装置の稼働開始日から1年間とする。
- 2 なお、納品後、機器が安定稼働せず通常の使用に支障をきたす場合は上記の限りではない。
- 3 無償保証期間中における定期点検費・人件費・作業費・出張費・修理部品費・定期交換部品費等、全ての費用を無償とすること。

11 アフターメンテナンス

- 1 附属する消耗品および機器に関して、仕様変更等が生じた際はその旨を速やかに伝えるとともに、発注者の指示に従い対応すること。

12 その他の要件

- 1 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は発注者と受注者とは協議して実施するものとする。